

## 1. 訪問看護しせつト（医療保険請求分）のオンライン請求とは

### Question

### Answer

① **オンライン請求開始後は、紙請求ができないのですか？**

オンライン請求が基本となりますので、準備をよろしくお願いいたします。なお、オンライン請求実施に当たっての事務の詳細は、今後、厚生労働省において検討していきます。

② **介護保険の請求システムとはどこが異なるのですか？（医療保険と介護保険のオンライン請求の違いは？）**

介護保険請求と医療保険請求とでは、オンライン請求に使用するネットワーク回線が異なります。

③ **返戻再請求はオンラインで実施可能でしょうか？**

返戻再請求もオンラインで実施可能です。

④ **今回のオンライン請求開始に伴い、介護保険請求方法に何らかの変更はありますか？**

介護保険請求方法に変更はありません。ただし、介護保険請求と医療保険請求を同じパソコンで実施する場合は、ネットワーク回線の切り替え等が必要となる可能性があります。

## 9. Q&A

### 2. 訪問看護事業所で変わることを

#### Question

⑤ **オンライン請求**を行った際にしセプトのチェックに要する時間はどのくらいですか？

**Answer**  
しセプトチェックに要する時間は、状況によって異なります。  
処理時間は送信するしセプト件数（データ量）、システム利用者の集中度及び利用回線（種類及び混雑具合）等により左右されます。

⑥ **オンライン請求**のチェック結果は、すぐに照会可能でしょうか？  
また、10日の夜間に**オンライン請求**を行った場合、締め切りに間に合うでしょうか？

現時点では、訪問看護しセプト（医療保険請求分）における運用は、現在の医科等しセプトと同様となる見込みです。  
現在の医科等しセプトの運用においては、混雑時でも翌日正午までには審査結果を返せる仕組みとしています。  
また、**オンライン請求**は請求省令に基づき10日までですが、チェック結果確認後の訂正可能な期間は、12日までとしています。

## 9. Q&A

### 2. 訪問看護事業所で変わることを

#### Question

⑦ **オンライン資格確認とはどのような仕組みですか？**

**オンライン資格確認**とは、患者の資格情報や薬剤情報等をオンラインで確認できる仕組みです。訪問看護事業所で専用の端末とネットワーク回線を準備し、審査支払機関の**オンライン資格確認**等システムに接続することで、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプトの返戻が減り、事務業務の削減にもつながる等のメリットがあります。また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、訪問看護ステーションにおいて特定健診等の情報や診療/薬剤情報を閲覧できるようになり、より良い医療を受けられる環境となります。

⑧ **訪問看護でもオンライン資格確認は利用可能ですか？**

訪問看護においても令和6年4月から**オンライン資格確認**が利用可能となる予定です。

#### Answer

## 9. Q&A

### 3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと（1/8）

#### Question

⑨ 訪問看護しせつ（医療保険請求分の**オンライン請求**開始に際し、補助金は拠出されるのでしょうか？

#### Answer

**オンライン請求とオンライン資格確認を同時に開始**できるよう準備いただいた場合に、ネットワーク回線の敷設費用等に係る補助が可能となるよう、現在調整を進めています。費用補助の詳細については、追ってご案内予定です。

⑩ **オンライン請求開始に向けた準備として、何が必要ですか？**  
（準備に必要なものは？）

訪問看護事業所の状況によって異なります。  
詳細は「訪問看護しせつ（医療保険請求分）の**オンライン請求**に係るシステムベンダ向け技術解説書」をご確認いただくとともに、必要に応じてネットワーク回線事業者やシステムベンダ等にお問合せください。

## 3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと (2/8)

### Question

⑪ 訪問看護しせつト（医療保険請求分）のオンライン請求用のパソコンで、オンライン資格確認は可能でしょうか？

### Answer

オンライン請求とオンライン資格確認は一台のパソコンで実施可能です。  
なお、オンライン資格確認として端末を導入する場合、端末の導入費用は補助対象となるよう調整中です。

オンライン請求用のネットワーク回線とは、医療保険のオンライン請求システムを利用するために接続が必要となる専用のネットワーク回線のことです。

接続方式にはIP-VPN方式と、IPsec+IKE方式があり、どちらの接続方式であっても、同等のセキュリティが確保されています。  
医療保険請求用のネットワーク回線は、介護保険請求用のネットワーク回線とは別に準備が必要となります。

なお、オンライン請求とオンライン資格確認は、ネットワーク回線の兼用が可能です。

⑫ オンライン請求用のネットワーク回線とは何ですか？

## 9. Q&A

### 3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと (3/8)

#### Question

⑬ 併設された医療機関のネットワーク回線を介して訪問看護しセプトを請求することは可能ですか？

#### Answer

可能です。ただし、併設医療機関で使用しているネットワーク回線の種類によっては、請求開始のための準備作業等が必要となる場合があります。詳細は「訪問看護しセプト（医療保険請求分）のオンライン請求に係るシステムベンダ向け技術解説書」をご確認いただくとともに、ご利用中のネットワーク回線事業者へお問合せください。また電子証明書は医科しセプトと併用できないため、別途必要となります。

## 3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと（4/8）

### Question

⑭ **オンライン請求を開始するための初期費用はどれくらい必要ですか？**

### Answer

訪問看護事業所の状況によって異なります。  
「電子証明書発行料」はすべての訪問看護事業所で必要ですが、事業所の環境によっては、「ネットワーク回線の敷設費用」や「**オンライン請求用端末の購入費用**」も必要となる場合があります。

ネットワーク回線の敷設費用は、敷設するネットワーク回線の種類によって異なります。詳細はネットワーク回線事業者へお問合せください。  
なお、**オンライン請求とオンライン資格確認**で、「電子証明書」と「ネットワーク回線」は兼用することが可能です。**オンライン資格確認**に導入する場合、両者の初期費用は補助が可能となるよう調整中です。費用補助の具体的な内容については、詳細が決定次第ご案内いたします。  
(次頁に続きます)

## 9. Q&A

### 3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと (5/8)

#### Question

⑭ **オンライン請求を開始するための初期費用はどれくらい必要ですか？**

#### Answer

(前頁の続きです)

**オンライン請求**用端末の購入費用は、**オンライン資格確認**用端末と同一のものを使用するか否か等によって異なります。必要に応じてネットワーク回線事業者やシステムベンダ等にお問合せください。

【例】

ネットワーク回線の敷設と**オンライン請求**用端末の購入が必要な訪問看護事業所の場合  
初期費用合計：約112,900円

- ・ 電子証明書発行料 1,500円+郵送費用
- ・ ネットワーク回線敷設費用 約11,400円
- ・ **オンライン請求**端末購入費用 約100,000円
- ・ システム改修費用 金額はシステムベンダによって異なります。

## 3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと（6/8）

### Question

**オンライン請求を行う場合、毎月のネットワーク回線の費用（見込み）はどれくらいかかりますか？**

⑮

### Answer

毎月のネットワーク回線にかかる費用は敷設するネットワーク回線の種類によって異なります。詳細はネットワーク回線事業者へお問合せください。

#### 【例】

1. IP-VPN接続を利用する場合  
回線使用料（約6,000円／月）  
注記：インターネット接続を併用する場合はプロバイダ料金等が別途必要
2. IPsec+IKE接続を利用する場合  
回線使用料とプロバイダ料金のほか、  
IPsec+IKEサービス提供料（約1,800円～6,000円／月）

## 3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと（7/8）

### Question

⑬ **オンライン請求を開始する場合には、何か届出は必要となるのでしょうか？**

### Answer

訪問看護レセプト（医療保険請求分）における運用は、現在検討中です。

現在の医科等レセプトの運用では、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」及び「電子証明書発行依頼書」を、請求開始月の前々月の20日までに審査支払機関に提出する必要があります。また、医療機関等向けポータルサイト※から電子申請も可能です。

**オンライン請求とオンライン資格確認は、電子証明書の兼用が可能です。オンライン請求用もしくはオンライン資格確認用のいずれかで電子証明書を発行してください。**

なお、**オンライン資格確認**用に電子証明書を発行する場合、初期費用は補助が可能となるよう調整中です。費用補助の具体的な内容については、詳細が決定次第ご案内いたします。

## 9. Q&A

### 3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと（8/8）

#### Question

⑰ 届け出書類の提出から**オンライン請求開始**までのスケジュールを教えてください。

#### Answer

訪問看護レセプト（医療保険請求分）における運用は、現在検討中です。

現在の医科等レセプトでは、審査支払機関が届出翌月（請求開始前月）の12～15日の間にユーザ設定情報や送信用ソフト（セットアップCD-ROM）等を送付、医療機関等は**オンライン請求**用のパソコンに送信用ソフトをインストール、電子証明書をダウンロード、確認試験を経て**オンライン請求**を開始する手順で運用されています。

# 用語一覧 (1/3)

本資料内で使用する用語について、下記に定義しております。

#	用語	定義
1	訪問看護レセプト (医療保険請求分)	訪問看護事業所が保険者に訪問看護療養費を請求する際に使用する明細書のこと
2	訪問看護事業所	介護保険法に基づき、都道府県知事（または政令市・中核市長）の指定もしくはみなし指定を受け、保健師または看護師が管理者となって運営する指定訪問看護事業者 訪問看護療養費請求書の記載要領上、指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業として定義され、「訪問看護ステーション」と表現されるもの
3	オンライン請求 システム	訪問看護事業所・保険医療機関・保険薬局等と審査支払機関、審査支払機関と医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、レセプト電算処理システムにおける診療報酬等の請求データ（レセプトデータ）をオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステム
4	オンライン 資格確認等 システム	審査支払機関が管理しているシステムで、訪問看護事業所・保険医療機関・保険薬局等と審査支払機関、審査支払機関と医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、ネットワーク回線で結ばれた訪問看護事業所等からの照会を受けて、患者の保険資格情報等を提供するもの
5	ネットワーク回線	コンピュータ等同士を接続するための回線のこと。本資料では主に、医科等レセプトのオンライン請求で使用されているインターネットから分離された安全性の高いネットワークを指し、訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求においても使用されるもの

# 用語一覧 (2/3)

#	用語	定義
6	オンライン請求用 パソコン	オンライン請求ネットワークを通して審査支払機関に電子レセプトを送付する（オンライン請求を実施する）にあたり、訪問看護事業所で設置が必要となるパソコン
7	IP-VPN/ IPsec+IKE	IP-VPN接続は閉域ネットワークで、インターネットを經由しない方式を指す IPsec+IKEを用いたインターネット接続は、オープンなインターネット環境の中、通信経路を暗号化して送信することにより、IP-VPN接続と同等のセキュリティを確保したもの
8	支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称 国保中央会と共にオンライン請求システムの運用主体となる団体
9	国保中央会	「国民健康保険中央会」の略称 支払基金と共にオンライン請求システムの運用主体となる団体
10	審査支払機関	診療報酬の「審査」及び「支払」について、医療保険者等の委託を受けて実施する機関 社会保険診療報酬支払基金と47の国民健康保険団体連合会の総称
11	医療保険者等	全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、市町村国保、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、及び日本私立学校振興・共済事業団の総称
12	NDB	「レセプト情報・特定健診等情報データベース」の略称。平成20年4月から施行されている「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査や分析等に用いるため、レセプト情報及び特定健診・特定保健指導情報を格納・構築しているデータベースのこと

# 用語一覧 (3/3)

#	用語	定義
13	訪問看護レセプト (医療保険請求 分)のオンライン 請求に係るシステ ムベンダ向け技術 解説書	訪問看護システムベンダ向けに、レセプト作成ソフトにおいて必要な改修や、オンライン 請求用端末に求められる要件、ネットワーク環境やセキュリティ対策等の要対応事項等を 整理したもの (別途公表予定)
14	レセプト作成 ソフト	本資料においては、医療保険請求・介護保険請求問わず、訪問看護レセプトの請求に 利用することのできる既製のソフトウェアのこと
15	システムベンダ	訪問看護システム、レセプトコンピュータ/医事会計システム等の開発・導入事業者
16	ネットワーク回線事 業者	本資料においては、オンライン請求ネットワークに接続可能な閉域IP網を利用したIP- VPN接続サービスあるいは、IPsec+IKEサービスを用いたインターネット接続サービスを提 供している事業者
17	請求省令	「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」のこと。保険医療 機関等が、療養の給付又は公費負担医療に関し費用を請求するための請求方法等を 規定しているもの

※令和4年12月時点の情報で作成しています。